

令和8年度

事業計画書

法人名

社会福祉法人 栃木老人ホーム

I はじめに

令和8年3月1日、地域密着型特別養護老人ホームを新たに併設したいぶきの里は、開設後1年を経過した。

この1年間、試行錯誤しながら、新施設の運営に取り組んできたところであるが、今後においても、新施設が、吹上公民館の隣接地であることの地の利を生かし、吹上公民館並びに吹上地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域包括ケアの一角を担う拠点施設として、活動を推進していく必要がある。

養護老人ホームいぶきの里は、契約入所の活用や訪問介護の利用により経営の安定に努めてきたが、事務費単価の改正等により、厳しい経営状況が続いているところであり、栃木市には、引き続き、更なる措置費の増額について要望を続ける必要がある。

特別養護老人ホームいぶきの里は、様々な媒体を活用し、入居者及び職員の募集を行い、令和8年1月、最後のユニットであるさくらユニットを開設した。

今後においても、ユニット型である地域密着型特別養護老人ホームの特性を生かした個別ケアの充実及び加算の取得に努めるとともに、入居者確保に向け、市民の皆様への更なる周知活動を行う必要がある。

重点項目

- (1) 利用者が、安心して、楽しく、生きがいを持って、尊厳のある生活を送っていただくよう、適時適切な生活支援と自立に向けた支援に努める。
- (2) 養護老人ホームいぶきの里の高い入所率を維持するとともに、特別養護老人ホームいぶきの里の早い段階での満床に向け、周知活動に努める。
- (3) 利用者の安全確保のため、生活環境の点検や消防計画に基づく安全点検、消防訓練等を引き続き実施し、施設の安全確保に努める。
- (4) 感染症対策としては、各棟、各ユニットのエリアわけが容易な住環境にあることから、感染対策の徹底により、早期の封じ込めに努める。
- (5) 介護人材が不足している中、適切な人材を確保するとともに、職場内外の研修の充実や資格取得の奨励により、専門性豊かな人材育成に努める。
- (6) 隣接地である吹上公民館と連携し、地域福祉の拠点施設として、地域住民との交流事業や、ボランティア団体の慰問等を積極的に受け入れ、地域との共存性の向上に努める。

II 養護老人ホームいぶきの里 事業計画

1 施設運営方針について

創業の精神、社会福祉法人の責務及び基本目標に基づくとともに、「いぶきの里の理念」に従い、入所者が終末まで「健康」で「生きがい」を持って「自分らしく」「安心して住み慣れた地域で生活」できる「終の棲家」として運営いたします。

方針① 行き場のない高齢者を、理由を問わず受け入れる「断らない」施設運営に努めます。

「できません」ではなく「どうしたらできるのか。」考える施設を目指します。

また、介護度によらず事情を抱えた高齢者を幅広く受け入れします。

方針② 精神疾患、迷惑行為など困難事例案入所者をはじめとしたすべての入所者を人として尊重し、人間らしい生活ができるようサポートする施設運営に努めます。

利用者の意思をくみ取り、それぞれが望む生活を提供します。

入所事前情報や入所後の本人からの新たな情報などを職員が把握、共有しました、支援員が生活相談員と連携することで、より個人を尊重したサポートを行います。

方針③ 入所者それぞれのニーズに合わせたサービスを提供する入所者ファーストの施設運営に努めます。

各個人の状況に合わせたサービスを提供します。

入所者ができることとできないことを正確に見極め、多職種との連携により入所者の課題や目標サービス内容を評価し、各部署と共有します。

方針④ 明るく家庭的な雰囲気と、地域や家庭との絆を大切にした施設運営に努めます。

入所者に寄り添うきめ細やかなサービスケアを行います。

スタッフが常に「入所者＝自分の家族」の意識を持ち、家にいるような穏やかな環境作りを徹底します。

方針⑤ 多様な生活課題を抱える支援を必要とする高齢者の「最後の砦」としての施設運営に努めます。

課題に対して、“あきらめない施設”を目指します。

支援、看護などの各専門職が協力、相談することで、課題に対し多角的に検討し、困難な問題に対しても取り組むものとします。

2 利用者処遇について

養護老人ホーム利用者の安全と満足を提供するため、利用者の意向をとりいれた年間処遇計画の下、四季折々の行事を計画的に実施し、利用者の生きがい作りや楽しみの時間を積極的に提供するとともに、人権やプライバシーを尊重しながら、温もりの感じられる家庭的な雰囲気での施設生活を送れるような支援をします。

3 介護保険の活用について

介護保険サービス利用者については、介護保険サービスの適切な活用を図り、介護サービス担当者会議を行うことにより個別ケアプランに基づき、利用者の身体介護、生活援助等の適正な訪問介護サービスによる快適な生活の提供に努めます。

4 健康管理及び保健衛生について

- (1) 常に利用者の脈拍、呼吸、体温、血圧等のバイタルサインの正確な観察と測定に努め、看護師の専門的知識を活かし、緊急時の的確な対応に努めます。
- (2) 週1回の嘱託医による往診や必要時の往診を含め、疾病の早期発見と早期治療に努めます。
- (3) 施設内での感染予防対策については、利用者だけではなく職員一人ひとりが、日常的に基本的な感染予防対策を実践することにより、罹患しないよう努めます。
- (4) 定期健康診断を年2回、レントゲン検診、予防接種等（新型コロナウイルスワクチン、インフルエンザ）を行い、また日々の健康管理（体重、血圧測定等）を定期的に行い、健康状態の把握に努めます。
- (5) 利用者の罹患の状態に応じて、嘱託医の指示のもと、総合病院等を受診し、早期治癒に努めます。
- (6) 夜間、看護師のオンコール体制、緊急時のマニュアルの手順により、利用者の容体急変に対応します。また、必要に応じて、配置医師による夜間の往診を行います。

5 食事・栄養管理について

- (1) 厚生労働省が定める基準を踏まえ、1日の栄養摂取量の目安を1,600kcalとし、栄養のバランスを考慮した献立を作成し健康管理に努めます。
- (2) 利用者の楽しみである食事については、四季折々の行事食、いぶき御膳の他、利用者の好みを選べる選択食、日本各地の郷土料理を味わえるご当地メニューを提供し、「みんなのおやつ」では週2回ほど菓子類やデザートを提供を行うことにより、満足度の高い食事の提供に努めます。
- (3) 疾病がある利用者には医師及び看護師の指示に基づき、病状や摂取状況に合わせた特別食の提供に努める他、嚥下に障がいがある利用者にはペースト食で提供をする等、その人の状態に合わせた食事形態での提供に努めます。
- (4) 利用者の嗜好調査や残飯調査等を行い、嗜好の把握に努め献立に工夫をし、喜ばれる食事の提供に努めます。
- (5) 厨房、食堂等の衛生管理、食材の管理に充分注意し、感染症や食中毒等の防止に努めます。

6 地域交流事業及び余暇活動・行事について

- (1) 地域交流事業を始め、利用者と職員、また併設している特別養護老人ホームとの交流を目的とした開設記念日を設け、今後のいぶきの里の有り方を構築して行きます。また、納涼祭、体育祭等、各種行事については、感染症の発生状況を見極めながら、地域の高齢者やボランティアの参加を呼びかけ、利用者の自立と社会参加意識の高揚に努めます。
- (2) 「健康で楽しい豊かな生活を過ごす」をモットーに、誰もが気軽に参加できる各種クラブ活動を取り入れ、利用者の心身の健康増進と利用者間の親睦に努めます。
- (3) 恒例の楽器レッスン会(毎月1回)、喫茶コーナー(年9回)、出張衣類販売会による買い物(3か月1回)、買い物代行サービス(月1回)、書き方教室、囲碁将棋クラブ(毎月1回)、スカットボール大会(年6回)、輪投げ大会(年6回)、カラオケ大会(随時)等を開催するよう努めます。
- (4) 地域の交流や家族懇談会時には、外部のカフェやキッチンカーの出店を取り入れることにより、社会との繋がりや非日常空間を味わえるよう工夫に努めます。
- (5) 利用者の健康を保つため、心のケアを中心とした傾聴ボランティアを受け入れし、穏やかな生活が出来るよう努めます。

7 防災安全対策について

- (1) 消防計画、風水害等対策計画及び事業継続計画に基づき、火災だけではなく非常災害発生時には、利用者の生命を第一と考えた安全対策を講じるとともに適切に事業を継続します。
- (2) 消防署員の指導のもとに消火訓練、消防訓練(夜間消防訓練)を実施します。
- (3) いつ発生するか予測ができない地震、風水害等の自然災害に備えるため、非常災害対策訓練を実施します。
- (4) 大規模災害や感染症クラスターの発生後に、滞りなく事業を継続するため、事業継続訓練を実施します。
- (5) 訓練の結果を踏まえ、各種計画をより実効性の高いものとします。
- (6) スプリンクラーや自動火災報知設備等の消防設備の保全に努めます。
- (7) 夜間における非常時に対応できるように、職員及び利用者の体制づくりを定期的に実施します。

8 会議・委員会・研修等について

より良いサービスを提供していくために、会議・委員会・研修等を充実させていきます。

また、職員一人ひとりの職員の資質向上を図り、責任をもって職務に従事できるよう、各種研修会への参加を推進します。

- (1) 会 議
ケア会議、サービス担当者会議、リーダー会議等
- (2) 委員会
安全対策委員会、身体的拘束等適正化委員会、感染症対策委員会、虐待防止対策委員会等
- (3) 研修等
養護老人ホームの職員として、一人ひとり責任をもって職務に従事できるよう、職場内での研修や、栃木県社会福祉協議会、栃木県老人福祉施設協議会など、外部機関が実施する研修に参加し、職員のレベルアップを図ります。
また、各種研修の成果を職場内研修につなげることにより、専門的知識や支援・介護技術が職員全体の資質向上になるように努めます。
特に、虐待防止に係る研修は、積極的かつ定期的に職場内外研修に取り組み、職員の意識の向上を図ります。

9 苦情・相談窓口について

利用者の相談、苦情への対応については、相談担当職員の研修等への積極的な参加を奨励して資質の向上を図ることにより、利用者の不平不満の解消に努めます。

Ⅲ 特別養護老人ホームいぶきの里 事業計画

1 施設運営方針について

地域密着型特別養護老人ホームとして、入居者一人ひとりの意思と人格を尊重し、住み慣れた地域での生活の継続を支援いたします。

方針① 専任スタッフと少人数のご利用者で各ユニットを構成し、家庭と同様穏やかな環境を創出します。

集団ケアではなく、個別ケアを目指す中で、ユニットごとに画一的ではなく、担当職員によっても異なる雰囲気生まれ、相互が密接に影響しあう環境をつくります。

方針② 利用者一人ひとりに寄り添った、食事や入浴、排せつなど、きめ細やかなサービスを、利用者ファーストで提供します。

利用者の日々の生活を観察し、定期的にご家族に報告するとともに、ご家族の意見や意向に耳を傾け、最適な介護を実施します。

方針③ プライバシーを確保するとともに、虐待や身体拘束をなくし、人としての尊厳を守ります。

利用者本人が慣れ親しんだものや大切なものを持ち込めて、自宅に居たときに近い状況の自分の居場所を提供することにより、自分らしく充実した日々を送れる環境をつくります。

方針④ 日常生活にレクリエーションやリハビリ体操を取り入れることで、体を動かす機会を提供し、日常生活動作の維持向上を図ります。

ADL（日常生活動作）の維持などを目的に、健康で生きがいを持ちながら生活することにより、暮らしを継続していけるようサポートをします。

方針⑤ 嘱託医との連携のもと、経管栄養、尿管カテーテルなど、利用者の健康状態に応じた医療的ケアやターミナルケアを行います。

終末においても在宅の時と同じように、地域との関わりを持ちながら生活できる、終の棲家としての役割を担います。

2 利用者の処遇について

- (1) 自立したその人らしい暮らしを支援するために、生活の匂いのする空間をつくります。このことを実現するためには、利用者一人ひとりにその人らしく生きるという能力を発揮していただく必要があり、その能力はくつろげる環境のもとで、個人としての尊厳を損なわれることなく、生活の様々な場面において出番や役割があるという条件の中で引き出されます。
- (2) 施設ゆえの団体生活で、利用者を不当に規制することなく、その人らしい生活を尊重した支援をします。また、自立した生活を継続するためには、健康・安全・安心とプライバシーの保護が必要であることを認識し、介護と看護がともに連携をとり、質の高いサービスを提供していきます。

3 健康管理及び保健衛生について

- (1) 常に利用者の脈拍、呼吸、体温、血圧等のバイタルサインの正確な観察と測定に努め、看護師の専門的知識を活かし、緊急時の的確な対応に努めます。
- (2) 週1回の嘱託医による往診や必要時の往診を含め、疾病の早期発見と早期治療に努めます。
- (3) 施設内での感染予防対策については、利用者だけではなく職員一人ひとりが、日常的に基本的な感染予防対策を実践することにより、罹患しないよう努めます。
- (4) 定期健康診断を年2回、レントゲン検診、予防接種等（新型コロナウイルスワクチン、インフルエンザ）を行い、また日々の健康管理（体重、血圧測定等）を定期的に行い、健康状態の把握に努めます。
- (5) 利用者の罹患の状態に応じて、嘱託医の指示のもと、総合病院を受診し、早期治癒に努めます。
- (6) 夜間、看護師のオンコール体制、緊急時のマニュアルの手順により、利用者の容体急変に対応します。また、必要に応じて、配置医師による夜間の往診を行います。

4 食事・栄養管理について

- (1) 厚生労働省が定める基準を踏まえ、1日の栄養摂取量の目安を1,600kcalとし、栄養バランスを考慮した献立により健康管理に努めます。
- (2) 利用者の楽しみである食事については、四季折々の行事食、いぶき御膳の他、利用者の好みで選べる選択食、日本各地の郷土料理を味わえるご当地メニューを取り入れて変化に富んだ食事の提供に努めます。
- (3) 疾病のある利用者には医師及び看護師の指示に基づき、病状や摂取状況に合わせた特別食の提供を行うほか、体重管理をしながら、その人の状態に合わせた食事形態での提供を実施します。
- (4) 利用者の嗜好調査や残飯調査等を行い、嗜好の把握に努め献立に工夫をし、喜ばれる食事の提供に努めます。
- (5) また、厨房食堂等の衛生管理、食材の管理に充分注意し、感染症や食中毒防止に努めます。

5 地域交流事業及び余暇活動・行事について

- (1) 季節感を味わっていただくために、季節の行事を実施するとともに、利用者の心身の健康増進と利用者間の親睦に努め、健康で楽しく豊かな生活を送れるように努めます。
- (2) お花見や外食ドライブ、夏まつり、屋内レクリエーション等各種行事については、感染症の発生状況を見極めながら、ご家族等にもご協力を呼びかけ、利用者の自立と意識の高揚に努めます。

6 防災安全対策について

- (1) 消防計画、風水害対策計画及び事業継続計画に基づき、火災だけでなく、非常災害発生時には、利用者の生命を第一と考えた安全対策を講じるとともに、適切に事業を継続します。
- (2) 消防署員の指導のもとに、消火訓練、消防訓練（夜間消防訓練）を実施します。
- (3) いつ発生するか予測できない地震、風水害等の自然災害に備えるため、非常災害対策訓練を実施します。
- (4) 大規模災害や感染症クラスターの発生後に、滞りなく事業を継続するため、事業継続訓練を実施します。
- (5) 訓練の結果を踏まえ、各種計画をより実効性の高いものとしします。
- (6) スプリンクラーや自動火災報知設備等の消防設備の保全に努めます。
- (7) 夜間における非常時に対応できるように、職員及び利用者の体制づくりを定期的に実施します。

7 会議・委員会・研修等について

より良いサービスを提供していくために、会議・委員会・研修等を充実させていきます。

また、職員一人ひとりの職員の資質向上を図り、責任をもって職務に従事できるよう、各種研修会への参加を推進します。

- (4) 会議
ユニットケア会議、ユニットリーダー会議、入居検討会議等
- (5) 委員会
安全対策委員会、身体的拘束等適正化委員会、感染症対策委員会、虐待防止対策委員会、褥瘡対策委員会、給食委員会等
- (6) 研修等
介護福祉施設の職員として、一人ひとりが責任をもって職務に従事できるよう、職場内での研修や、栃木県社会福祉協議会、栃木県老人福祉施設協議会など、外部機関が実施する研修に参加し、職員のレベルアップを図ります。
また、各種研修の成果を職場内研修につなげることにより、専門的知識や支援・介護技術が職員全体の資質向上になるように努めます。
特に、虐待防止に係る研修は、積極的かつ定期的に職場内外研修に取り組み、職員の意識の向上を図ります。

8 苦情・相談窓口について

利用者やご家族からの相談にはその都度対応し、利用者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、日常の相談とは別に、特に、ご要望・苦情に関しての意見箱を設置した窓口を設け、サービスの向上と改善を図ります。